

英国知的財産局 著作物の所有権

著作物の所有権は、その著作物が作成された状況によって異なる。

創作者および第一所有者

文学的、演劇的、音楽的または芸術的著作物の場合、その著作物の著作者または創作者は、通常、その著作権の第一所有者である。映画の共同著作者および著作権の第一所有者は、主要映画監督と映画プロデューサーである。ただし、そのような作品が従業員によって作られた場合は例外である。

録音物の著作者であり著作権の第一所有者は、レコード製作者である。放送については、放送事業者である。出版については、出版者である。

政府機関によって作成された資料の著作権は、国王に帰属する。これについては、国立公文書館が詳しい情報を提供している。

雇用者のために創作された著作物

文学、演劇、音楽、芸術作品、または映画が、従業員によって雇用の過程で作成された場合、その作品の著作権の第一所有者はその雇用主となる（それに反する合意がある場合はその限りではない）。「雇用の過程において」という表現は法律では定義されていませんが、紛争を解決する際、裁判所は通常、従業員が「雇用契約 (contract of service)」の下で従業員として働いているのか、「役務提供契約(contract for service)」のもとで、フリーランスや独立請負業者として有償で働いているのかを判断しなければならない。

「役務提供契約(contract for service)」に基づいて働いている場合、それに反する契約上の合意がない限り、通常、その者が作成した著作物の著作権は当人に帰属する。

雇用主は、誰が自分のために作品を作成したのか、またどのような契約上の合意があったのかを注意深く記録しておく必要がある。著作権の保護期間は、通常、創作者である従業員の死亡日に連動する。

委託著作物

他の個人や組織に著作物の創作を依頼または委託する場合、著作権の最初の法的所有者は、著作物を創作した個人や組織であり、書面による別段の合意がない限り、委託者ではない。

しかし、状況によっては、例えば著作権が作品を委託する契約において取り扱われていない場合、裁判所は、委託者が委託された目的のために作品を使用することを許可する黙示の許諾が存在すると判断することもある。これは必ずしも所有権の移転をもたらすものではない。むしろ、著作物の委託者は限定的な非独占的許諾を得るに過ぎないかもしれない。この状況は、契約によって著作権の所有者を確定することの重要性を示す。

1989年8月1日以前は、委託の結果として作成された写真、肖像画、エングレーヴィング（およびこれらの種類の著作物のみ）の著作権は、委託者が所有しており、作成者が所有し

ているわけではなかった。従って、1989年8月1日以前に写真撮影を依頼した場合、その写真の著作権は委託者にあった。

共同著作者

2名以上が著作権で保護される1つの作品を創作し、各著作者の貢献が他の著作者の貢献と区別されない場合、これらの者は共同著作者とみなされることがある。「共同著作物」と呼ばれるものについては、若干異なる規則がある。

例えば、ある者が会社の従業員とともにウェブサイトの作成を依頼された場合、共同所有権が発生する可能性がある。作成業務依頼を受けた者と会社の両方が、ウェブサイトの著作権の共同第一所有者になる可能性が高い。もし誰かが共同所有の著作物を何らかの方法でコピー、または使用することを希望する場合、所有者全員がそのような要求に同意しなければならない。

一方、個々の貢献が別個のものである場合、各人が創作した部分の著作者となる（例えば、ある曲の曲と歌詞が2人の異なる者によって創作された場合など）。このような場合、歌詞だけを使用したいのであれば、歌詞の著作権者の使用許諾を得ればよい。

著作権の所有権は譲渡することができるので、複数名の貢献によって何かを作られる場合、適切な譲渡の結果として、すべての素材の著作権を一人の人が所有することは可能であろう。実際、共同制作者は、制作されるものの著作権を個人または団体が所有することにあらかじめ合意することができる。これは、将来的に許諾が必要になったときに役立つ。しかし、同様に有効な別の解決策としては、すべての関係者が事前に許諾の取り決めに合意することが考えられる。

共同創作物

歌詞のある音楽作品の音楽と歌詞が、異なる者によって互いのために特別に創作された場合（例えばミュージカルの歌）、著作権の期間は、最後に生き残った作曲家または作詞家の死後70年まで続く。音楽と歌詞は別々の著作物であることに変わりないが、保護期間は同じである。

学生が創作した著作物

「1988年著作権・意匠・特許法」には、学生が創作した著作物の著作権の所有権に特に関連するものがない。したがって、同法の第9条から11条に概説されているように、所有権に関する通常の規則が適用される。

教師・講師は、学生が創作した著作物に実質的な貢献をしていない限り、共同所有権を主張することはできない（ただし、共同所有権を主張は、小学生の創作物への教師の関与についてはあるかもしれない。小学生の創作物への教師の関与は、「Aレベル」を受験する学生（16-18歳）とのやり取りよりも相当大きいからである）。

しかし、大学やカレッジによっては、入学時に学生の著作権を教育機関に譲渡するよう求める場合がある。あるいは、入学の条件として、作成された著作物について無料使用許諾を提示する場合もある。このような契約がない場合、著作権は創作者に帰属する。

2014年8月19日発行

<https://www.gov.uk/guidance/ownership-of-copyright-works>